

空港周辺は、航空機の安全を確保するため、建築物等の設置に制限があります。

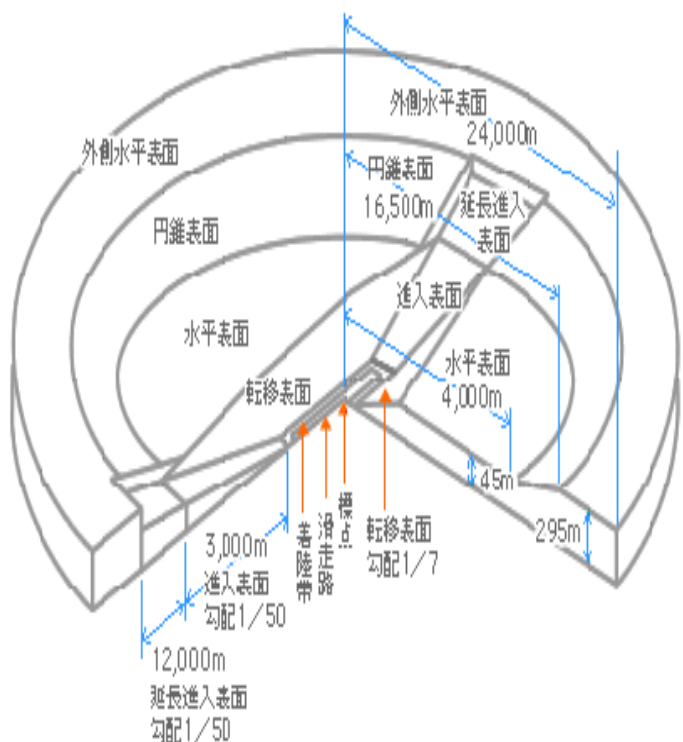
航空法による制限

空港周辺は、航空機が安全に離着陸するため、一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があり、この空間の底面を「制限表面」といい、下図のとおり設定されております。

制限表面を超える高さの物件(建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーン・無人航空機(ドローンやラジコン)等の仮設物件、樹木等の植栽も含まれます)を設置することは航空法(第49条及び第56条の3)で禁止されています。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合は、所有者において速やかな除去を求められ、また50万円以下の罰金に処せられることがあります(航空法第150条)。

また、制限表面の高さ以下であっても、60mを超える場合や制限表面に著しく近接する場合(制限表面下6mの範囲)には、航空障害灯の設置が必要となります(航空法第51条)。

制限表面のイメージ図



(1) 進入表面(航空法第2条第8項)

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

(2) 水平表面(航空法第2条第9項)

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

(3) 転移表面(航空法第2条第10項)

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

(4) 延長進入表面(航空法第56条第2項)

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

(5) 円錐表面(航空法第56条第3項)

水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(6) 外側水平表面(航空法第56条第4項)

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

